

◇大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例

- 1 電子署名の実施及び電子証明書の管理に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、令和８年７月１日から施行することにしました。

(総務局行政部行政課)